

令和4年度におけるヒューマンライブラリ（仮称）の検討について

令和4年6月15日

1 令和4年度のワーキングチーム等における検討事項について

これまでの議論を踏まえ、実施スキームの具体化に向けて次の考え方に基づき検討を行う。

- 埼玉県の「広域性」、「発信力」、「信用力」といった視点から、現在、県内の複数地域で個々に取り組みされている障害当事者による講演等の取組の「相乗効果」が生まれるような連携方法を考える。
- 後述の「2 県内の福祉教育関連団体による取組の現状」に記載されている、県内の実態を踏まえて進める。

ワーキングチーム検討事項

①プラットフォームの形成

- ・ 県の役割とは何か
- ・ 関係機関の連携をどのように進めるべきか
- ・ 地域（市町村）の連携・体制づくりをどのように支援すべきか

②人材の発掘・確保

- ・ どのような人材を登録するのか
- ・ どのように人材を発掘するのか
- ・ 人材の講演料などの設定、実績の検証・評価をどのように行うのか

③実証実験の実施

- ・ どのように実施するのか
- ・ 実施結果の検証をどのように行うのか

④周知・活用

- ・ どのような方法でヒューマンライブラリの活用を広げるか

2 県内の福祉教育関連団体による取組の現状

以下は、事務局が聞き取りした内容。

(1) 埼玉県社会福祉協議会

- これまで県社協として推進してきた福祉教育を振り返り、あらためて“埼玉らしい福祉教育”の推進を目指すこととし、令和2年度に全国福祉教育推進員フォローアップセミナー（後の全国福祉教育推進員研修）の修了者（市町村社協職員、福祉教育実践者）をメンバーに「福祉教育推進のための意見交換会」を実施。
※意見交換会は、現在「福祉教育推進員連絡会」として発足し、協同実践の推進やプラットフォーム構築など福祉教育推進のために必要な方策の検討、集いの場の運営、定期的な情報交換を実施。
- 令和3年8月からは、多様な関係者による自由な学び・集いの場として、「地域福祉推進プラットフォーム」を実施。地域力強化、共生社会の実現のため、福祉教育の機能（気づき・学び）に焦点を当て、福祉教育の実践を通じた地域課題の解決や地域づくりの推進について学び合う機会の創出と、多様な関係者のつながりをつくることを目的としている。
※プラットフォームへの参加者は、市町村社協職員をはじめ、教職員、社会福祉法人施設職員、中間支援団体関係者、ボランティア実践者、障害当事者など、福祉教育の推進に関心のある方などの多様な関係者。
- 上記プラットフォームは、福祉教育推進員連絡会のメンバーである市町村社協職員、福祉教育実践者がテーマ・内容を企画し当日の運営を行い、これまでキックオフセミナーを含め、全5回実施している。
※これまでのプラットフォームのテーマについては、まずは地域福祉推進の中核として、市町村社協が地域において福祉教育に取り組んでいくことを目指している。また、福祉教育並びに地域福祉推進における福祉人材（社協職員）の育成という側面がある。そのため、現段階では社協活動や社協職員が関わるものが中心。
- 令和4年度は、多様な主体による福祉教育の協同実践を目指して、県域のプラットフォームを継続的に実施するとともに、市町村社協が実施主体となった地域単位（市町村、学区等）での福祉教育の協同実践及びプラットフォームの構築も進めていく。
※地域単位の当該プラットフォームによって、市町村単位、さらに小さく学区単位で教員、ボランティア、障害当事者等、様々な人達が参加し、地域に根ざした福祉教育の協同実践を目指す。
- 市町村地域における福祉教育を積極的に実践していただくため、‘ともに生きること’の大切さを育むリーフレットを作成。まずはこのリーフレットを活用し、市町村社協職員が学校や地域において福祉教育を推進することを目指す。
※県社協としては、同リーフレットを市町村域での福祉教育の推進のために有効活用いただけるよう啓発していく。

(2) 各市町村社会福祉協議会

- 各市町村社協の福祉教育は、それぞれの社協のやり方で実施している。福祉教育の講師紹介やプログラム支援など、管内学校と連携した福祉教育事業が中心である。
※現状においては、福祉教育の取組の内容、市町村単位、学区単位などのやり方は市町村地域毎にまちまちである。なお、近隣社協が連携・協働して広域で福祉教育を実践している地域や地域づくりの事業と連携している社協もある。
- 市町村によっては、地域の小中学校からの相談を受け「総合的な学習の時間」の授業として、障害体験学習や障害当事者講師の講話を実施している事例がある。
※障害当事者による授業の実施は、地域の福祉教育現場における選択肢の一つとなっている。
実施については地域毎の判断で行われている。
- 事例では、市町村社協が学校からの依頼を受けた後、普段の業務においてつながりのある障害当事者を学校に紹介。
※市町村社協では、地元で普段からつながりの深い、顔の見える方、信頼できる方を紹介している場合が多い。

(3) 小中学校の現状等

- 「障害のある者もない者も共に学ぶ」というインクルーシブ教育システム構築の観点から、「支援籍学習」や「交流及び共同学習」を通し、通常の学級に在籍する児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒、また、特別支援学校に在籍する児童生徒が共に学ぶ機会を設けている。
- 小中学校における福祉体験学習や障害者を招聘した学習については、学校ごとに内容を決定している。具体的な内容としては、「総合的な学習の時間」において、車椅子、アイマスク、点字等の体験や、高齢者疑似体験、介護体験を実施している学校もある。また、県のホームページに掲載されているオリパラ関連の実践事例をもとに、パラスポーツ等の取組をしている学校もある。
- ヒューマンライブラリについては、県教育委員会から市町村教育委員会を經由して学校に周知することができる。
- ヒューマンライブラリの完成の際は、学校や地域で新しい繋がりが生まれる可能性が考えられる。学校にとっても福祉教育の選択肢が増えるのは望ましいことである。
- 「どのような内容に取り組むことができるか。」「どのような時間設定ができるか。」「学校として、どのような対応(準備)が必要か。」等、詳細が掲載されていると、ヒューマンライブラリが活用しやすいものになると考えられる。

(4) 彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク(あったかウェルねっと)

- 県社協の「埼玉県福祉教育・ボランティア学習推進員養成研修」を修了した推進者等の有志で構成されたネットワーク。教師、社会福祉協議会職員、ボランティア、障害のある方、施設関係者等、100名程度の多様なメンバーで、2001年設立以降、継続的に福祉課題について研鑽を積み活動。障害当事者講師の活動をしているメンバーも多く参加している。
- 障害当事者講師による福祉教育の取組には地域差があるが、次のような先進的取組を行っている地域がある。
 - ・市教委と市社協が協働で取組を進め、教員とボランティア(障害当事者を含む)と一緒に研修をする等、先生方が熱心に取り組んでいる地域。
 - ・近隣の市町村社協が合同して学校に働きかけを行い、実績を作っている地域。
 - ・その他にも当事者講師による授業に取り組んでいる市町村の実績がある。
- 学校が福祉授業の目的を市町村社協に伝え、市町村社協は地域のつながりの中から、学校の要望に適した人につないでいる。
- 障害当事者のつながりをたくさん持っている市町村社協は取組が活発になる。
- 現状での課題は「多様な人材の育成」が求められている。

(5) DET埼玉

- 学校からのリクエストを受け、障害当事者講師を派遣している市があるが、その近隣の市では、他市がそうした取組を実践していることを知らない。そうした地域の「格差」は、地域間の横のつながりがあまりないことが原因である。
- 学校単位で見ても、市町村社協に相談し障害当事者講師を招くといった考えに至っていない学校もまだまだある。
- 私(代表)自身も、市社協が主催するお祭りに参加したことが市社協との接点となった。小中学校の講師の依頼はそこから始まったものである。
- 2017年以降、累計44件の授業の依頼を受けている。現時点では一部の地域において独自に取り組まれているものであるが、私自身はそういった地域以外にも出向きたいと思っている。

3 令和4年度の検討スケジュール（予定）

	障害者施策推進協議会 (ロードマップ上の工程)	事務局
4月		
5月		
6月	第1回協議会	今年度の作業について説明
7月	第1回ワーキングチーム (プラットフォーム作成)	プラットフォーム 検討
8月		
9月		実証実験案 検討
10月	第2回協議会	
11月	第2回ワーキングチーム (実証実験)	報告
12月		実証実験 実施
1月	第3回ワーキングチーム (検証)	
2月	第3回協議会 (報告→承認)	ホームページ案 検討・作成
3月		実施案説明→承認
4月	運用開始	